

富山県警察職員の物的損害補償要綱の制定について（例 規通達）

警察職員が主として実力行使を伴う職務執行行為に関して受けた物的損害を補償し、もって勤務意欲の向上を図るため、別添のとおり「富山県警察職員の物的損害補償要綱」を制定し、4月1日から適用することとしたから、次の事項に留意し、適切なる運用を期せられたい。

記

1 制定の趣旨

警察職員は、その職務の特殊性から、犯人の逮捕、警備実施、犯罪の制止等、実力を行使して職務を執行する機会が多いが、その際、相手方の抵抗等により、所持している私有の物品に損害を受ける機会が少なくないため、その損害を補償し、もって勤務意欲の向上を図るため制定したものである。

2 運用上の留意事項

(1) この要綱による補償は、「実力を行使して職務を執行する場合」にのみ行うものであり、警ら、巡回連絡、聞込、実況見分等通常の形態における勤務中の損害には適用しないものである。

(2) 「実力を行使して職務を執行する場合」とは、おおむね次に掲げる場合である。

- ア 犯罪が行なわれようとするとき、実力をもって制止する場合
- イ 実力をもって犯人を逮捕する場合（追跡を含む。）
- ウ 取調、押送、連行及び同行等の際、抵抗又は逃走を制圧する場合
- エ 実力をもって保護を行う場合
- オ 職務質問の際、相手方の反抗を制圧する場合
- カ 治安警備のため実力を行使中の場合
- キ 雑踏警備のため実力を行使中の場合
- ク 災害警備のため、その作業に従事中的場合
- ケ 人名救助のため、その作業に従事中的場合
- コ その他、警察本部長が特に補償を要すると認めた場合

(3) 「私有の物品」とは、当該職員が当時占有していたすべての私有の物品をいい、借受け又は依頼を受けて保管中の物品も含むものである。ただし、現金については、この要綱による補償の対象外とする。

(4) 補償の決定に当たっては、当該職務行為の内容、被害を受けたときの状況、当該物品を占有していた理由等を勘案して行うものとする。

また、当該事案が職員の故意又は重大な過失によって生じた場合は、補償の要否及びその程度の審査の際、当然に考慮されるものである。

(5) 補償の金額は、被害の程度、物品の価格、品質を立証する疎明資料のほか、業者の意見等も参考として算定するものとするが、滅失又は亡失した物品が中等以上の品質の場合は、本人において品質の挙証責任を負い、立証が不十分であるときは、中等以

下の品質として算定するものとする。

(6) 物品の補償が可能のときは、補修に要する額の範囲内で補償することとするが、この場合においては、当該物品の経済的効用を考慮し、補修し、補修によっても、その使用価値が著しく減ぜられる場合（例えば背広のき損等）には、補修に要する実費の額を超えて補償する場合もあり得る。

(7) 添付書類

ア 当該事実の立証に必要な資料

(ア) 当該職員の申告書

(イ) 当該事実を目撃した者がいるときは、現認事実を記載した書面

(ウ) 当該物品を所持していた事実を知っている者の証明書

(エ) その他

イ 品質の立証に必要な書面

(ア) 当該職員の申告書

(イ) 当該物品を購入した業者の品質証明書

(ウ) 当該物品の品質を知っている者の証明書

(エ) その他

(8) この要綱による補償の対象となる物であっても、民法等の規定により損害の賠償を受けることとなる場合は、この要綱による補償は行なわないこととする。

3 その他

損害の事実は、誇大に申告しないよう正確を期するとともに、損害の額が少額であるものの申告についても放置することのないよう配慮すること。

別添

富山県警察職員の物的損害補償要綱

(目的)

第1 この要綱は、富山県警察職員（以下「職員」という。）が職務に関して受けた物的損害を補償するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2 この要綱による補償は、職員が犯罪の制止、犯人の逮捕、保護、警備実施等、主として実力を行使する職務に関して私有の物品を滅失、き損又は亡失した場合に行うものとする。

2 前項の補償は、当該職務行為の内容、被害を受けた時の状況、当該物品を所持した理由等を勘案して行うものとする。

(補償金額)

第3 補償は、当該物品の時価又は補修に要する実費の額の範囲内で算定するものとする。

(上申手続)

第4 所属長は、補修を要すると認められる事案が発生したときは、損害補償申請書（別記様式）に被害を受けた職員の申告書、現認書、証明書等当該事実及び当該物品の品質を証明するために必要な資料を添えて富山県警察本部長に上申するものとする。

(審査)

第5 補償の要否及びその額について審査を行うため、富山県警察本部（以下「県本部」という。）に損害補償審査委員会を置く。

2 委員長は警務部長、委員には首席監察官、警務部首席参事官、会計課長、警務課長及び監察官室長をもって充てる。ただし、必要により委員長の指名する者を委員に加えることができるものとする。

3 委員会の事務は、県本部警務課において処理する。

(実施の時期)

第6 この要綱は、昭和43年4月1日から適用する。

※ 別記様式：省略